

大ト協 第362号
平成24年1月25日

会 員 各 位

社団法人大阪府トラック協会
会長 坂本克己

適正な運行管理の推進について（ご協力お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営について格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、スピードリミッターの装着義務化に伴い、高速道路等における大型貨物自動車による速度超過は減少したものの、中型貨物自動車による速度超過が増加傾向にあります。速度超過は重大事故の要因でもあり、運送事業者や運行管理者が検挙される事例（下命容認）も発生していることから、今般、兵庫県警察本部より適正な運行管理の徹底について依頼がありました。

つきましては、事業停止あるいは許可取消し等の行政処分にも発展いたしませんので、会員各社におかれましては経営状況が非常に厳しい折ではございますが、法令を順守し適正な輸送を徹底いただきますようお願い申し上げます。

兵警交捜発第 25 号
平成 24 年 1 月 11 日

大阪府トラック協会会長 殿

兵庫県警察本部交通部長



適正な運行管理の推進について（依頼）

厳寒の候 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、中型貨物自動車を運行する運送事業者が、高速道路等において、従業運転者に速度違反を下命容認したとして、運送事業者及び運行管理者を検挙したところであります。

速度違反を下命容認して運行させる行為は、重大事故の発生に繋がるおそれがあります。

つきましては、この種事案の防止のため、貴協会の傘下会員に対して、適正な運行管理を図っていただくよう、周知徹底をお願いいたします。

担当部署

神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 21 号

兵庫県警察本部交通部交通捜査課 事件捜査係（藤本）

電話 078-341-7441（内線 5371）